広報 横芝
この広報は各家庭にもれなく配布します
発行所・千葉県山武郡横芝　横芝町役場（電話）32・249・339

選挙人名簿の追加登録
九月一日までに申出を

公職選挙法の一部改正により昨年から永久選挙人名簿の制度が採用されました。この名簿は今までの名簿と異り、一度名簿に登載されるとその資格を失はない限り永久に名簿に載っているわけです。また新しくこの町の名簿に登録される資格条件を得た人は、随時登録の申出をすることに定められています。

申出のできる人は

1、日本国民であること

2、年令満二十年に達した人

3、この町に住所を移した日から三箇月経過した人

申出の方法は

資格要件を得た人は選挙管理委員会に備えつけの選挙人名簿登録申出書に所定の事項を記入の上、選挙管理委員会に提出します。

この際他町村から住所を移して来た人は前住所地の選挙管理委員会の選挙人名簿登録証明書か又は選挙人名簿未登録証明書の添付が必要です。

以上の手続きにより登録の申出をした人について、選挙管理委員会では毎年三月一日と九月一日までの申出書に基ずいて、資格条件を具備しているかどうかを調査した上で登録の決定をします。

以前は選挙の度ごとに補充選挙人名簿を作って登録もれがあっても、ある程度救済手続ができましたが、新制度では三月一日と九月一日以外は一さい登録することは認められないことに定められています。折角選挙権があっても定められた期日までに登録の申出をしないために名簿に登載されず、大切な投票ができないことになりますので、新しく選挙権を得た人は「またあとで」などと言わず、必らず登録の申出をされるようおすすめいたします。

特に来年二月には町長選挙が行はれる予定ですから、九月一日の登録の機会を逃がさず選管へ申出られるようお願いいたします。

永久選挙人名簿登録者数　42.3.1現在

	登録者数	男	女
第一投票区	1,742	798	944
第二投票区	1,897	855	1,042
第三投票区	2,335	1,069	1,266
第四投票区	859	392	467
第五投票区	1,097	509	588
合　計	7,930	3,623	4,307

横芝町長叙勲

横芝町長は春の叙勲で、自治功労者として勲五等端宝章を授与され、五月十二日宮中に参内して陛下に拝謁仰せつけられ無上の光栄に浴しました。

写真は六月十日町有志の祝賀会で挨拶する町長（上）と会場風景

旱害危期を脱す
大総地区の谷ツ田など

四月中旬には町内各部落とも田植えがすんで、あと順調に降雨があるものと予想していた天候も「よいあんばいで水に頼っていたやつ田地帯の取立、町原、姥山、角田地域の水稲に水不足が目立ってきました。大総土地改良区ではかん害に備えてこれらの地域も「期待する程の降雨は当分望めません」と悲観的でした。

五月に入ってポツポツ水不足の心配が噂され、日一日と焦りの気持に変って行きましたが、とりわけ大総地区の自然意地悪く異常に続いて、ラジオから流れる天気予報はいつも「期待する程の降雨は当分望めません」と悲観的でした。

五月に入ってポツポツ水不足の心配が噂され、日一日と焦りの気持に変って行きましたが、とりわけ大総地区の自然意地悪く異常に続いて、ラジオから流れる天気予報はいつも「期待する程の降雨は当分望めません」と悲観的でした。

辛うじて水稲の枯死を免れることができましたが、地下水の減少に伴って一時は人家の井戸水が枯れるという事体まで引き起しました。

一方、高谷川水系の谷台、牛熊、木戸台地域でも高谷川の減水で用水不足をきたしました。高谷川沿岸土地改良区では急遽、仮揚水場を設けこれまた昼夜兼行で揚水に努めましたが、限りある水量はみるみる減少して谷台堰附近でさえ水深が五〇㎝までに減り一時は不穏の空気さえながれました。

また耕地の基盤整備を完了したばかりの坂田、於幾、曽根台地域にあっても既設の揚水機だけでは水不足となり、突き井戸一本を増設して危機を脱することができました。

五月中、下旬にかけては、既設の揚水設備を含めて百数十台の動力機がうなり続け、附近の山あいにこだましながら戦場の様相を呈しました。

六月に入って少量の降雨がありましたが、これが慈雨となり、稲、人ともに生気をとり戻すことができたのであります。

農民の真摯な努力によって、横芝町の作柄は今のところ平年作を期待できそうな生育状況であります。

印紙税法の改正について

印紙税法が全文改正されて七月一日から実施されることになりました。

明治三十二年に制定されその後一部改正はあったものの最近の状勢に適しない点が多々ありますので、今回の改正となったものであります。

狙いとするところは

・課税範囲をわかりやすく
・税率、免税点の合理的調整
・罰則の適用を合理化する

ことであります。

◎不動産等の譲渡に関する契約書、地上権や土地の賃借権の設定又は譲渡の契約書

金銭の貸借契約書等は……一万円まで非課税、十万円まで五十円、五十万円まで二百円と八段階に

◎金銭又は有価証券の領収書……一万円以上一通につき二十円

などがあります。

なお便宜的に作られる「仮受取書」は「領収書」として取扱はれますし、印紙の貼りもれや消し忘れの場合は故意犯だけが罰金の対象となりますが、故意でなくとも「過怠税」として貼りもれ三倍、消しわすれ一倍を納めなければならないことになりましたので、注意する必要があります。

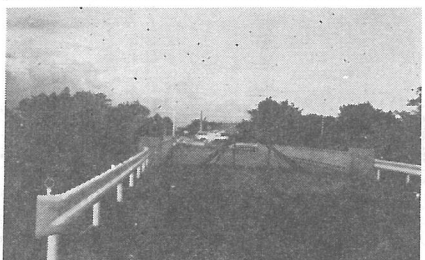

新栗山橋完成

千葉―一銚子を結ぶ国道126号線建設工事は横芝・松尾間も基礎工事を終り、舗装を待つのみとなりました。

写真はこの三月に完成し新国道の開通を待っている新栗山橋

議会だより

昭和四十二年五月四日附同五月八日午前十時改選後初の臨時議会が招集され、次の各事項につき審議決定した。

○議長副議長の選挙

議長に伊藤右仲氏、副議長に伊東重雄氏決定

・議案第一号　横芝町議会委員会条例の一部改正について（議員定数減少に伴い総務委員会委員及び文教厚生委員会委員をそれぞれ四人に改めるもの）

・議案第二号監査委員選任について同意を求める件。（前任者の任期満了に伴い新に平山清議員を推薦するもの）

・議案第三号教育委員会委員の任命について同意を求める件（前任者の任期満了に伴い新に越川薫、伊藤一の両氏を推薦するもの）

・議案第四号横芝小学校改築工事請負契約締結について（同校改築第四期工事鉄筋コンクリート三階六六三平方米の請負契約を結ぶもの）

・議案第五号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（管理職の手当支給について規定するもの）

昭和四十二年六月十日付同年六月十四日午前十時召集のも

▽第一号議題　横芝町町税条例の一部改正について（地方税法の改正に伴って改正するもので、法人に課する均等割の税率の変更、特別徴収税の納期の特例などが主なもの）

▽第二号議題　横芝町国民健康保険税条例の一部改正について（国保税の税率を改めるもの）

▽第三号議題　横芝町職員定数条例の一部改正について（一般会計の事務吏員を三名増加するもの）

▽第四号義題　昭和四十二年度横芝町一般会計補正予算議定について（才入才出予算の総額を九九九万九千円とするもの）

▽第七号議題　人権擁護委員の推せんについて（前任者の任期満了に伴い、木戸台佐久間義一氏を新に推せんするもの）

▽第五号議題　昭和四十二年度横芝町有線放送電話特別会計補正予算議定について（才入才出それぞれ一〇九万七千円を追加し才入才出予算の総額を九九九万九千円とするもの）

▽第六号議題　昭和四十二年度横芝町老人ホーム特別会計補正予算議定について（才入才出それぞれ一〇九万七千円を追加し才入才出予算の総額を九九九万九千円とするもの）

▽第七号議題　昭和四十二年度横芝町一般会計補正予算議定について（才入才出それぞれ一億四一万四千円を追加し、才入才出予算の総額をそれぞれ二億四一八七五千円とするもの）

以上七議題を審議し可決しました。

住民係からのおねがい

「印鑑証明を下さい。」

申請書が出たので一覧すると記載事項其他一通り誤っていない。

係「御本人ですね。」と確めて印鑑簿を調べると、申請書に捺してある印鑑が見当らない。

係「印鑑届はしてありますか？」

「さあないと思います。」

係「登録してない印鑑の証明はできないんですが、」

「ではこの印鑑を登録して下さい。」

係「新らしく登録する場合にはすでに印鑑登録をしてある人の中から保証人を一名おねがいすることになっているんです。」

「自分の印鑑を他の人が証明するんですか。」

（これは印鑑より「その人が間違いない本人である」ということを証明するためのもので、皆さんの印鑑を大切に扱う必要条件です。又横芝に正式に転入していない人は印鑑登録ができません。）

係「申請書を書いて下さい。」

「字を書いたことがないもんですから、書いて下さい。」

係「そうですか、では、どなたのですか」

「娘のです」

係「部落はどちらですか」

「××です」

係「××は、いろいろ部落がありますが……」

「さあどこになるんでょう」

係「お判りになりませんか、どの辺ですか」

「駅を降りてずーっと下の方になりますが」（大体××は駅から下の方になっている）

係「困りましたねー、では御主人のお名前は、」

「△△です」（姓だけの答である）

「△△ーとなたでしょうか」

（お答えいただいた氏名でよりうやく申請者が判明？した。世帯台帳を調べて見ると娘さんが三人いることになっている。）

係「転出する娘さんは三人の中どの娘さんですか、」

「二番目です」

係「二番目の娘さんですね。ところで転出先は、」

「東京です」

係「東京はどこですか」

「大塚駅のすぐ前です」

係「町名番地は分りませんか」

「さあ、駅を降りて巣鴨の方に向って行くと始めて角の右側で○○荘っていうアパートですからすぐ分ります」

係「すみません、道を聞いているんではないんですが、」

（これも困ります。必らず転出先は確認して御来庁下さるようおねがいします）

◎以上二つの事例を掲げて見ました。結果は前者の場合は幸い役場の近くに親類の方で印鑑登録済の保証人が見付かったので馳け付けてもらって用が足せたが、後者の場合は止むを得ず一応お引取りねがって、再び御来庁ーということになりました。役場の係が面倒から申上げるのではなく、他にもお客さんがあり、一人の方のために暇をとられてしまって御迷惑をおかけする場合が案外多いようです。よろしく御了察の上御協力をおねがいいたします。

毎月十日は交通安全の日

横断歩道
手をあげる
こどもは
あなたを
しんじます